

松本市優良産廃処理業者認定制度の手引き

1 はじめに

この手引きは、制度の概略及び松本市内における申請手続等について説明するものです。制度の詳細については、環境省が作成した「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」を必ず参照してください。

環境省マニュアル：<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>

2 制度の概要

この制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し、優れた能力及び実績を有する者の基準（以下「優良基準」という。）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定します。認定を受けた産業廃棄物処理業者（以下「優良認定業者」という。）について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与されます。これらは、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。

【メリット】

- (1) 通常5年の許可の有効期間が7年となります。
- (2) 許可証に「優良」マークが記載されます。
- (3) 優良認定業者の情報は、広く公表され、排出事業者等はその情報を検索できます。（優良さんはいナビ <http://www3.sanpainet.or.jp/>）
- (4) 許可更新等申請時の添付書類の一部を省略することができます。

産業廃棄物処理業者が優良認定業者と認められるためには、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時に、更新の申請と併せて申請を行い、優良基準に適合している旨の認定を受けることとなります。

許可更新期限を待つことなく、優良産廃処理業者として許可の更新を行った場合、新たな許可の有効期間は、更新の許可の日から7年間となります。

3 優良基準

優良基準は、(1) 遵法性、(2) 事業の透明性、(3) 環境配慮の取組み、(4) 電子マニフェスト、(5) 財務体質の健全性 です。

(1) 遵法性に係る基準

通常よりも高い遵法性を有することの証明として、一定期間にわたり特定不利益処分を受けていないことを求めるものです。

「従前の許可の有効期間、又は連続して許可を受けている直近の5年間のいずれか長い期間」において、特定不利益処分を受けていないことが必要です。

特定不利益処分の種類	根拠条文(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)
廃棄物処理業に係る事業停止命令	第7条の3 第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。)
廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令	第9条の2 第15条の2の7
廃棄物処理施設の設置の許可の取消し	第9条の2の2 第15条の3
再生利用認定の取消し	第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。)
広域的処理認定の取消し	第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。)
無害化処理認定の取消し	第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)
二以上の事業者による処理に係る認定の取消し	第12条の7第10項
廃棄物の不適正処理に係る改善命令	第19条の3
廃棄物の不適正処理に係る措置命令	第19条の4第1項(法第19条の10第1項において準用する場合も含む。) 第19条の4の2第1項 第19条の5第1項(法第19条の10第1項において準用する場合を含む。) 第19条の6第1項

(2) 事業の透明性に係る基準

事業の透明性が確保されていることの証明として、一定期間インターネットを利用する方法により必要な事項を公表し、かつ、所定の頻度で更新していることを求めるものです。「産廃情報ネット」(さんぱいくん)を利用している方は、公益法人産業廃棄物処理振興財団が発行する「事業の透明性の基準適合証明書」の提出をもって必要書類に代えることができます。

ア 公表期間

区 分	事前情報公表期間
優良認定を受けていない場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前6か月間
優良認定を受けている場合	優良認定を受けた日から当該更新の申請の日までの間

イ 情報公表媒体

情報の公表は、インターネットを利用する方法により行うこととされています。

インターネットを利用する方法としては、「産廃情報ネット」(さんぱいくん)を利用する方法や産業廃棄物処理業者自らが開設したホームページを利用する方法が想定されます。

一方、パンフレットや広報紙など、インターネット以外の媒体による情報公表については、基準適合とは認められません。

【参考】

産廃情報ネット(さんぱいくん)について <http://www.sanpainet.or.jp>
 問合せ先：(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 優良化事業推進チーム
 電話 03-4355-0160(産廃情報ネット専用)

ウ 公表事項

直前〇〇年間とは、公表する日の属する月の前々月までの〇〇年間となります。

(例) 公表日が6月15日の場合は、4月30日までの〇〇年間

公 表 事 項	更 新 頻 度	適 用 収集 運搬	処 分
【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度 (代表者等の氏名については一年に一回以上)		
【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度		
事業計画の概要	変更の都度		
申請者が受けている(特別管理)産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度		
運搬施設に関する事項	変更の都度 (運搬施設の種類・数量等については一年に一回以上)		
処理施設に関する事項	変更の都度		
事業場ごとの(特別管理)産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		
直前一年間の(特別管理)産業廃棄物の一連の処理の行程	一年に一回以上		
直前三年間の(特別管理)産業廃棄物の受入量・運搬量	一年に一回以上		
直前三年間の(特別管理)産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	一年に一回以上		
直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	一年に一回以上		
直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績及び熱回収された産業廃棄物の量	一年に一回以上		
【法人の場合】 直前三事業年度の財務諸表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、または報告された都度		

	処理料金の提示方法	変更の都度		
	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度 (人員配置については一年に一回以上)		
	処分後の産業廃棄物の持出先を開示することの可否	変更の都度		
	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度		

(3) 環境配慮の取組みに係る基準

環境に配慮した事業活動を行っていることの証明として、ISO14001又はエコアクション21、若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを求めるものです。

【参考となるホームページ】

- ・ISO14001 <http://www.env.or.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html>
- ・エコアクション21 <http://www.env.or.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>

(4) 電子マニフェストに係る基準

法に基づき指定された「情報処理センター」(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター。以下「日廃振センター」という。)が運営する電子マニフェストシステム(通称JWNET)に加入しており、排出事業者から要望があった場合に電子マニフェストが利用可能であることを求めるものです。

【参考となるホームページ】

- ・日廃振センター <http://www.jwnet.or.jp>
- ・JWNETのリーフレット <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/e-manifest-mov/mov/jw.pdf>

(5) 財務体質の健全性に係る基準

財務体質が健全であることの証明として、下表に掲げるすべての基準に適合していることを求めるものです。

<財務体質の健全性に係る基準の全体像>

基準	概要
自己資本比率・営業利益金額等	直前3年の各事業年度における自己資本比率 ¹ が零以上であること 次のいずれかに該当すること ア 直前3年の各事業年度のうち、いずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること イ 前事業年度における営業利益金額等 ² が零を超えること
経常利益金額等	直前3年の各事業年度における経常利益金額等 ³ の平均値が零を超えること

税・保険料	国税、都道府県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと
維持管理積立金	特定廃棄物最終処分場について、積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること

- 1 貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た額
- 2 損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額
- 3 損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額

4 申請について

(1) 申請方法

優良認定の申請をする場合、下表に掲げる書類を提出してください。

＜ 申請書類一覧 ＞

	書 類
	<p>遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面（様式第1号） 松本市ホームページからダウンロードできます。 https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/235/</p>
	<p>事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類 （ ）産廃情報ネット（さんぱいくん）で公開している場合、次のいずれかの書類 ・（公財）産業廃棄物処理事業振興財団が発行する「事業の透明性の基準適合証明書」 ・事業者自ら印刷した更新状況一覧及び全項目印刷（最新及び必要な公表期間の初日のもの。ただし、申請者が優良基準に適合することを認定されたものである場合は最新のもののみで可） （ ）自社のホームページで公開している場合、次の書類 ・情報公開を行っているインターネット画面の該当箇所を印刷したもの（最新及び必要な公表期間の初日（日付が明示されたもの）で、かつ、適正に更新していることが確認できるもの。）ただし、申請者が優良基準に適合することを認定された者である場合は、当該許可申請の日付以降の情報に係るもののみで可。</p>
	<p>環境配慮の取組みに係る基準に適合することを証する書類 ・ISO14001又はエコアクション21、若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを証する認定証の写し</p>
	<p>電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類 ・電子マニフェスト加入証の写し</p>
	<p>税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類 ・国税、県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料の納付を証する書類 注1）証明書は、申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。 注2）国税、県税及び市町村税については、納期限が到来したものに付き未納がないことが確認できる証明書を提出してください。 注3）長野県内に事務所及び事業場がない場合は、納付すべき県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料がないことを誓約する書面を添付してください。（任意様式）</p>
	<p>特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていることを証するもの（（独）環境再生保全機構への振込証書等）</p>

松本市で過去に優良基準に適合していることが認定された処理業者であっても、その後の更新申請の際に、当該許可申請に係る添付書類の省略、又は引き続き優良基準の認定を希望する場合は、許可申請に併せて、この優良産廃処理業者認定制度に係る申請を行うことが必要です。

同時に2以上の異なる許可申請書を提出する場合（同日付で受付される場合）、各許可申請書に添付すべき優良認定に係る書類の内容が同一であるときは、一の許可申請書に優良認定に係る書類を添付することで、他の許可申請書に添付する優良認定に係る書類の添付を省略することができます。（例えば、産業廃棄物収集運搬業許可申請書と特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書を同時に提出する場合など）

(2) 許可申請時に一部省略できる書類

次の書類については、優良基準に適合することを見越して、添付を省略することができます。ただし、当該更新許可申請の審査のために必要であると認めるときは、認定申請者が省略した添付書類の一部、または全部の提出を求めることがあります。

- 事業計画の概要を記載した書類
- 定款又は寄附行為の写し
- 直前3年の各事業年度における財務諸表
- 法人税の納税証明書
- 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（処分業許可申請の場合）

(3) 許可証への記載等

優良基準に適合している場合、優良認定業者である旨を記載した許可証を交付します。優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の許可の有効期間は7年となります。

(4) 提出部数

1部

(5) 申請窓口

松本市廃棄物対策課

(6) 優良認定されなかった場合の取扱い

優良基準の審査の結果、優良基準に適合しないと判断された場合、認定申請者は、更新許可の申請の際に省略した添付書類を速やかに提出する必要があります。

5 優良基準に適合しなくなった場合の取扱い

優良産廃処理業者となった後に、特定不利益処分を受ける等により優良基準に適合しなくなった場合は、速やかに優良基準不適合届出書（様式第2号）を提出してください。

松本市 環境エネルギー部 廃棄物対策課

〒390-0851 長野県松本市島内7576-1

TEL : 0263(47)1350 FAX : 0263(40)1335

Mail : haikibutsu-t@city.matsumoto.lg.jp

【廃棄物対策課ホームページ】

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/235/>



(様式第1号)

誓約書

松本市長 様

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。また、今後、特定不利益処分を受けた場合は、速やかに申し出ることを併せて誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

【特定不利益処分】

廃棄物処理業に係る事業停止命令(法第7条の3及び第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。))

廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令(法第9条の2及び第15条の2の7)

廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(法第9条の2の2及び第15条の3)

再生利用認定の取消し(法第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。))

広域認定の取消し(法第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。))

無害化認定の取消し(法第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。))

2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し(法第12条の7第10項)

不適正処理時の改善命令(法第19条の3)

不適正処理時の措置命令(法第19条の4第1項(法第19条の10第1項において準用する場合を含む。)、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項(法第19条の10第2項において準用する場合を含む。))及び第19条の6第1項)

(様式第2号)

優良基準不適合届出書

年 月 日

松本市長 様

住所

氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項に規定される評価基準に適合しなくなりましたので、申し出ます。

適合認定を受けた産業廃棄物処理業の区分	<ul style="list-style-type: none">産業廃棄物収集運搬業特別管理産業廃棄物収集運搬業産業廃棄物処分業特別管理産業廃棄物処分業
評価基準に適合しなくなった年月日	年 月 日
評価基準に適合しなくなった理由	